

## 喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件について、金沢区検察庁が5月8日付で略式起訴し、金沢簡易裁判所が同月17日付で罰金30万円の略式命令を出したことが、6月8日の報道等を通じて明らかになり、報道翌日、急遽開催された全員協議会では、喜成清恵議員から初めて、自身の言葉による説明が行われ、罰金30万円の納付や運転免許の取消処分など報道には出ていない事実が確認された。

さらには、「処分は周知の事実」「前任期での議員辞職を持ってけじめをつけた」など、現職議員として刑事処分を受けた重大性を全く自覚していない発言を行うなど、今回の喜成清恵議員の一連の行動は、金沢市議会基本条例に規定する「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」姿とは程遠いものである。

在職中に刑事処分を受けたことは、本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなり、公人である市議会議員の立場からすると、著しく不適切なものであったとして、本市議会は、令和5年度6月定例会で喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。

そうした状況にもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、市民からの理解も得られていないのが現状である。

よって、市民の信頼と本市議会の名誉が回復されることを願い、再度、喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

令和5年9月15日

金沢市議会議長 高 誠